

議案第 55 号

小田原市手数料条例の一部を改正する条例

小田原市手数料条例（平成 12 年小田原市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。
目次中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改める。

第 14 章を次のように改める。

第 14 章 マンションの再生等の円滑化に関する法律に基づく事務に係る手数料

第 22 条 マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成 14 年法律第 78 号）第 163 条の 59 第 1 項の規定に基づく容積率又は各部分の高さの特例の許可の申請に対する審査に係る手数料は、1 件につき、160,000 円とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 8 年 6 月 1 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

（理由）

マンションの建替え等の円滑化に関する法律が一部改正され、要除却等認定を受けて建て替え、又は更新するマンションについて、各部分の高さの制限の緩和に係る特例が追加されたことに伴い、その審査手数料を定める等のため提案するものであります。